

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

株式会社そよかぜ（サンケア小矢部） 重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり重要事項を以下のとおり説明する。

1. 担当事業所の名称、所在地および連絡先

事業所の名称	サンケア小矢部
指定番号	1690900053
所在地	富山県小矢部市今石動町一丁目2番9号
連絡先（電話番号）	電話 0766-50-8020 FAX 0766-50-8021
当該事業者の通常の事業実施区域	小矢部市、砺波市、南砺市

2. 担当事業所の従業員の職種、員数及び勤務体制

職 種	員数	勤 務 体 制
管理者	1	常勤1
看護師	0	小矢部訪問看護ステーションに業務委託
介護支援専門員	1	常勤1
計画作成担当者	1	常勤1
介護職員	13	常勤11 非常勤2

3. 事業所の営業日及び営業時間

年中無休・24時間対応

4. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護利用料（介護保険負担割合1割の場合）

要介護度	基本利用料 (1日あたり) 円	医療連携体制加算 (1日あたり) 円	食費 (1日あたり) 円	家賃 (1日あたり) 円	共益費 (1日あたり) 円	合計 (1日あたり) 円	月額 (30日として) 円
要支援2	749円	—	1,615円	2,000円	250円	4,614	138,420円
要介護1	753円	39円	1,615円	2,000円	250円	4,657	139,710円
要介護2	788円	39円	1,615円	2,000円	250円	4,692	140,760円
要介護3	812円	39円	1,615円	2,000円	250円	4,716	141,480円
要介護4	828円	39円	1,615円	2,000円	250円	4,732	141,960円
要介護5	845円	39円	1,615円	2,000円	250円	4,749	142,470円

上記以外に入居後から最初の30日間は初期加算として1日あたり30円加算されます。また介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算など、その他の介護保険各種加算点数については、事業所の体制に応じて算定させていただきます。

電気料金として、1日300円をご負担いただきます。

入居時に申込金として95,000円申し受けます。

※介護保険負担分は負担割合に応じて異なります。

5. 利用対象者

要介護認定を受け、そのうち要支援2から要介護5までの方で医療機関より認知症と診断されている方。認知症自立度Ⅱ以上（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）

6. 協力医療機関

医療機関においては、必要に応じて往診を受けることができる。但し、従来の担当医との関係も継続することができる。通院は家族送迎となる。

医療機関 井上内科医院 西野内科病院 松岡病院
 歯科医療機関 山田歯科医院
 介護保険施設 にしの老人保健施設

7. 入居時の持ち込める私物の範囲について

居室に収納できるもの。大きな物は持ち込みできない。但し、他の入居者の迷惑にならないもの。

8. 緊急時・事故発生時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、その指示に従う。また、必要な時には親族の方にも連絡する。また、事故発生時は速やかに家族・保険者に連絡をとるとともに必要な措置を講じる。

9. 苦情解決

苦情解決のため、苦情解決責任者、苦情受付担当者を置く。

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 利用者又は家族からの申し立て（苦情受付箱等）
- ② 苦情相談窓口（サンケア小矢部事務室）
- ③ 苦情内容を的確に把握する。
- ④ 個別の相談記録ファイルに苦情内容及び対応内容を記録する。
- ⑤ 担当者会議（法人役員、事業所管理者、計画作成担当者、介護職員）を開催しサービス計画の評価並びに職員の対応等実態を把握する。
- ⑥ サービス計画の見直し等、必要な改善を行い、職員の対応等についても必要な措置を講ずる。
- ⑦ 苦情処理担当者から、利用者に対応内容を説明し理解を得る。

(1) 苦情解決責任者	林 督(施設管理者)	
(2) 苦情受付担当者	竹田 かおり (事業所事務員)	0766-50-8020
(3) 第三者委員	森田 洋子 (民生委員)	0766-67-1490
(4) その他苦情相談窓口	小矢部市 健康福祉課	0766-67-8605
	砺波市 高齢介護課	0763-33-1111 (代)
	南砺市 地域包括ケア課	0763-23-2009
	砺波地方介護保険組合	0763-34-8333
	富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9816

10. 金銭管理について

基本的には保証人の方が行うが、地域福祉権利擁護事業を利用することができる。

11. 非常災害対策

非常災害用設備は消防法に定められた基準を満たしている。また、定期的な非常災害訓練を実施している。防犯上 19 時 30 分の巡回後、明朝 7 時 30 分時まで出入口の施錠をする。

12. 第3者評価の実施状況

直近の実施日 令和8年3月19日 評価機関 社会福祉法人富山県社会福祉協議会
評価結果の開示状況 開示している

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対しこの書面に基づき重要事項を説明し、交付した。

令和 年 月 日

株式会社そよかぜ（サンケア小矢部） 代表取締役 高畠 樹 印

(説明をした者の氏名) _____

私は、この書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護の利用開始に同意します。

氏名 _____ 印